

# フルハーネス型安全帯(墜落制止用器具)特別教育

フルハーネス型墜落制止用器具取扱特別教育とは

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。そのような背景から、厚生労働省は安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、国際規格であるフルハーネス型を採用することになりました。それに伴い名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。

【平成31年2月1日施行】(東京・埼玉・静岡・神奈川・千葉・群馬・栃木・茨城)

平成30年政令第184号(平成30年6月8日)

平成30年厚生労働省令第75号(平成30年6月19日)

平成30年厚生労働省告示第249号(平成30年6月19日)

